

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 徳島厚生年金 事案777

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月31日から同年8月1日まで

昭和36年4月にA社C工場において勤務を開始してから、途中、会社の合併等もあったが、平成15年3月まで同一系列の会社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事情報及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和42年8月1日にA社からD社E工場に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年6月の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が昭和42年8月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年7月31日として誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 徳島厚生年金 事案778

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月31日から同年8月1日まで

昭和36年4月にA社C工場において勤務を開始してから、途中、会社の合併等もあったが、平成14年6月まで同一系列の会社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事情報及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和42年8月1日にA社からD社E工場に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年6月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が昭和42年8月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年7月31日として誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 徳島厚生年金 事案779

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月31日から同年8月1日まで

昭和36年4月にA社C工場において勤務を開始してから、途中、会社の合併等もあったが、平成12年3月まで同一系列の会社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事情報及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和42年8月1日にA社からD社E工場に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年6月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が昭和42年8月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年7月31日として誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 徳島厚生年金 事案780

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月20日

私が、A年金事務所において、B事業所の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、平成15年12月に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

平成15年12月の賞与は6万円支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、B事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているところ、同事業所において、申立人と同じ日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同じ業務に従事していた同僚が、平成15年12月分の賞与明細書を所持しており、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるなど、申立人の主張に不自然さは見られない。

また、B事業所は、申立人に対して、平成15年12月20日に6万円の賞与を支給し、4,074円の厚生年金保険料を控除したと回答していることから、申立期間に係る標準賞与額については、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 徳島国民年金 事案709

### 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年9月まで  
平成12年4月以降、毎年国民年金保険料の免除申請を行ったにもかかわらず、14年4月から同年9月までの期間が未納となっている。  
納得できないので、調査の上、申立期間を免除期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の平成14年度に係る国民年金保険料の免除申請は、平成14年11月1日に行われ、同年12月17日に処理されていることが確認でき、承認期間も申請日の属する月の前月である同年10月から15年6月までとされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、オンライン記録が訂正された形跡も認められない。

また、申立期間は、基礎年金番号が導入され、同番号による国民年金保険料の収納事務の電算化が図られた平成9年1月以降の期間であり、さらに、保険料収納事務が国に一元化され、事務処理の電算化が一層促進された14年4月以降の期間であるため、記録管理に誤りがあったとは考えにくい。

さらに、申立人から聴取しても毎年春頃に免除申請を行っていたという主張のほかに、申立人が申立期間に係る免除申請を平成14年11月よりも前に行ったことをうかがわせる関連資料は無く、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が免除されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案781

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月1日から42年11月1日まで  
② 昭和51年10月1日から54年10月1日まで

私は、申立期間①について、A駅前にあるB事業所に勤務し、申立期間②について、C事業所に勤務していたにもかかわらず、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、両申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の具体的な供述及び申立事業所であるD事業所への照会結果から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所索引簿及びオンライン記録によれば、D事業所は、平成3年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①について、同事業所が適用事業所であった記録は確認することができない。

また、D事業所は、「申立期間①当時の賃金台帳等は保管していないが、当該期間は当事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であり、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答しており、申立人の同事業所における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料控除等について確認できる関連資料等は得られない。

2 申立期間②について、申立人の具体的な供述及び複数の同僚等の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がC事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C事業所は既に廃業している上、申立期間②当時の事業主も死亡していることから、関係資料等が得られず、申立人が記憶する同僚を含む8人に照会しても、同事業所の申立期間②当時の厚生年金保険の取扱いについて具体的な供述は得られない。

また、申立人のC事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できないところ、申立人が記憶する同僚等であって、同事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間に氏名が確認できる者は、全て雇用保険の被保険者記録が確認できるなど、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は得られない。

さらに、前述の被保険者原票によれば、健康保険番号517番(昭和49年3月6日資格取得)から700番(昭和56年5月19日資格取得)までの記録に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。